

令和 7 年度和歌山市商業活性化支援事業補助金 募集要項

1 目的

本市商業の活性化のために商業活性化支援事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 定義

この要項において「商業団体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づき設立された商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会
- (3) 商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に基づき設立された商工会議所
- (4) 小売業又はサービス業を含むおおむね 10 店舗以上の店舗が集団形態をとり、その構成員が共同して組織的な活動を行うための規約等を制定している任意組織団体で、市長が適当と認めるもの

3 補助対象事業

以下の 3 つの事業を補助対象事業とする。なお、本市から補助金、負担金等の経済的支援を受けている事業については、交付対象外とする。

(1) 商店街魅力発信事業

ホームページ、案内地図、情報誌の作成その他商店街の魅力を発信するために新たに実施する事業

①補助対象者

商業団体若しくはその単独の構成員（和歌山市補助金等交付規則（平成 2 年規則第 27 号）第 3 条の規定による申請の際現に商業を営んでいる者に限る。以下同じ。）又は特定会社（中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 7 条第 7 項第 7 号に規定する特定会社をいう。以下同じ。）

②補助金額

補助対象経費の実支出額の 2 分の 1（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は 50 万円（単独の構成員の場合は 10 万円）のうちいずれか少ない額

③申請期間

- ・ 第 1 回目募集… 4 月 15 日〆切
- ・ 第 2 回目募集… 6 月 16 日〆切
- ・ 第 3 回目募集… 9 月 29 日〆切

④審査方法及び審査基準

- ・ 審査は書面審査を行う。
- ・ 内容の評価項目、評価の視点は、別表 1 のとおりとする。

(2) ナイトタイムエコノミー振興事業

ナイトマーケット（夜間において飲食、販売等を目的としておおむね10店舗以上の店舗が一定の場所に集合して経済活動を行うことをいう。）等の夜間における賑わいの創出が見込まれる事業

①補助対象者

商業団体若しくはその単独の構成員、特定会社又は都市再生推進法人

②補助金額

補助対象経費の実支出額の2分の1（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は30万円（単独の構成員の場合は10万円）のうちいずれか少ない額

③申請期間

- ・第1回目募集…4月15日〆切
- ・第2回目募集…6月16日〆切
- ・第3回目募集…9月29日〆切

④審査方法及び審査基準

- ・審査は書面審査を行う。
- ・内容の評価項目、評価の視点は、別表2のとおりとする。

(3) けやき大通りイルミネーション連携事業

ナイトタイムエコノミー振興事業を行う者が、当該事業をけやき大通りイルミネーション連携事（けやき大通りイルミネーション（和歌山けやき大通りイルミネーション実行委員会によるプロジェクトであって、けやき大通り沿いを含むエリアにイルミネーション装飾を施すものをいう。）と連携して実施する事業

①補助対象者

商業団体若しくはその単独の構成員、特定会社又は都市再生推進法人

②補助金額

補助対象経費の実支出額の2分の1（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は50万円（単独の構成員の場合は20万円）のうちいずれか少ない額

③申請期間

- ・第1回目募集…4月15日〆切
- ・第2回目募集…6月16日〆切
- ・第3回目募集…9月29日〆切

④審査方法及び審査基準

- ・審査は書面審査を行う。
- ・内容の評価項目、評価の視点は、別表2のとおりとする。

4 補助対象経費

補助対象経費は、別表3のとおりとする。

※交付決定前に支出された経費については補助対象外とする。

5 採択予定件数

- ・各回募集時の採択予定件数は別表4のとおりとする。
- ・採択予定件数を超える申請があった場合、審査における評価点の高い事業を採択する場合がある。
- ・第1・2回目募集〆切時の申請数が予定件数を下回る場合、次回募集へ件数を繰越す。

6 申請方法

(1) 事前相談

申請を行う際は担当課へ事前相談を行うこと。

(2) 申請書類

本募集要項「6 (1) 交付申請」記載の書類一式に必要事項を記載すること。

(3) 申請書類提出方法

持参もしくは郵送又はメール（期限内必着）

※配達の遅延等に十分注意を払うこと。

(4) 提出先

和歌山市産業交流局産業部商工振興課商工振興班

「商業活性化支援事業補助金」担当

住所：和歌山市七番丁23番地和歌山市役所本庁舎10階

電話：073-435-1233

メールアドレス：shoko@city.wakayama.lg.jp

(5) 留意事項

- ・申請を行う際は担当課へ事前相談を行うこと。
- ・関係法令及び条例を遵守し、かつ交付要綱に示した要件を満たした上で申請書類を作成すること。
- ・申請書類の作成及び提出に必要な諸費用は、申請者の負担とする。
- ・必要に応じて、申請書類に関連する資料の提出を求める場合がある。

7 提出書類

(1) 交付申請

- ①交付申請書（和歌山市補助金等交付規則 別記様式第1号）
- ②事業計画書（和歌山市商業活性化支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別記様式第1号）
- ③収支予算書（交付要綱 別記様式第2号）

(2) 実績報告

- ①実績報告書（和歌山市補助金等交付規則 別記様式第4号）
- ②事業報告書（交付要綱 別記様式第3号）
- ③収支決算書（交付要綱 別記様式第4号）
- ④収支に係る証拠書類（領収書、契約書、請求書、支出明細等）の写し

(3) 交付請求

交付請求書（和歌山市補助金等交付規則 別記様式第6号）

別表 1（評価項目、視点）

商店街魅力発信事業

評価項目	評価の視点
①実現性	事業内容に対して、妥当な実施・収支計画が示されているか。
②発展性	補助終了後も商店街の経済活動促進が期待できる計画であるか。
③独自性	商店街の特性や発信すべき魅力について勘案されているか。
④発信力	適切なツールでPRするなど、効果的な広報やプロモーションが行われているか。
⑤社会地域貢献度	地域の経済活性化に貢献する提案となっているか。
【加点】	環境への配慮等、SDGsの17ゴールへの寄与が見込まれる取り組みが含まれているか。
SDGs	

別表２（評価項目、視点）

ナイトタイムエコノミー振興事業、けやき大通りイルミネーション連携事業

評価項目	評価の視点
①実現性	事業内容に対して、妥当な実施・収支計画が示されているか。
②継続性	補助終了後も事業の継続が期待できる計画であるか。
③独自性と回遊性	夜間の回遊性や周辺エリアへの波及効果が見込まれる計画であるか。
④集客力	広報等を適切に行い、集客が期待される計画であるか。
⑤社会地域貢献度	地域の経済活性化に貢献する計画となっているか。
【加点】	けやき大通りイルミネーション点灯期間中における夜間の経済活性化につながり、域外からの集客が見込まれる事業であるか
冬季等閑散期	
【加点】	環境への配慮等、ＳＤＧｓの１７ゴールへの寄与が見込まれる取り組みが含まれているか。
ＳＤＧｓ	

別表 3（補助対象経費）

会議費	事業実施のため事業者が行う必要のある会議に係る費用（※飲食代を除く）
会場借上料	イベント等の会場等の使用料又は会場にて使用する機器等のレンタル料
印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷代
通信運搬費	郵送等の通信や資材等の運搬に係る費用
広告宣伝費	チラシ、ポスター、看板の制作やSNS広告等に係る費用
消耗品費	耐用年数が1年未満で汎用性がなく、事業実施に必要な物品の購入費
施設整備費	ステージ、仮設トイレ等の会場設営や、その他施設整備に必要となる費用
役務費	事業に対応した保険料、手数料等
報償費	講師、専門家、出演者等の派遣に要する謝礼金
旅費	事業実施のため事業者が行う必要のある和歌山市外への出張、宿泊等に係る費用
委託費	専門知識、技術等を要する業務を外部に委託した費用
備品借上費	事業実施に必要な備品のレンタルに係る費用
その他	市長が特に必要と認める経費

別表 4（採択予定件数）

補助対象事業	第1回目採択数	第2回目採択数	第3回目採択数
商店街魅力発信事業	1件	1件	1件
ナイトタイムエコノミー振興事業	2件	2件	2件
（うち けやき大通りイルミネーション連携事業）	（最大1件）	（最大1件）	（最大1件）